

## 質 問 要 旨

## 答 弁 要 旨

## 一 道職員の給与について

## (一) 独自削減の他都府県の状況について

それでは、私の方から道職員の給与について一点質問させていただきたいと思えます。道の財政非常事態宣言を受けましてから、1999年以降15年連続で独自削減を行っているわけでございます。

とりわけ、2006年から2年間は、10%の削減となりまして、10%と言うとですね、職員の懲戒における減給処分の中で一番重い、それも減給は1日から6ヶ月というものであります。2年間も悪いことしていないのにですね、10%も給料を独自削減したわけでございます。これは異例なことだと思ひまして、さらにですね、2008年から4年間は管理職員が9%、そして一般職が7.5%削減など、厳しい削減内容を職員の方に求めてきたわけでございます。約束の4年間で終了したにもかかわらず、昨年の4月からさらに3年間に及ぶ給与の削減ということを強いているわけで、1999年に大卒で採用された職員で試算しますと実損額は200万、さらに主査級の職員になると実損額は400万を超えるということになるわけでございます。

14年間の独自削減の総額は、先般新聞では、一般会計ベースで2,800億円と出ていましたけれども、歳出ベースでいきますと3,500億円を優に超えているということになるわけでございます。そこで道のようにこの間長期間にわたって、厳しい内容の独自削減をやっている他都府県があるのかお聞きしたいと思います。

## (給与服務担当課長)

他都府県における給与の独自削減についてでございますが、道で把握している平成12年度以降、全47団体中46団体で、職員給与に関する何らかの減額措置が行われておりまして、このうち、10年以上長期に渡って給与減額を行っている団体は、道を含め25団体であると承知しております。

こうした団体の中には、大阪府や島根県など道の措置内容を上回る減額措置を一定期間行っている団体もありまして、一概に比較はできませんが、道は、全都道府県の中でも、最も厳しい給与減額措置を行っている団体の一つと認識してございます。

質 問 要 旨

**(二) 給与の独自削減と道財政について**

これまで給与の独自削減の結果、道財政は改善されたのかお聞きします。

また、併せて道財政の改善は知恵を絞って様々な行財政の見直しを行うことを主眼として最高責任者が最後の禁じ手として職員の給与に職員の協力の下、給与に手を付けるといった、いわゆる血を流させるわけではありますが、まさしく生活の糧である財布の中に手を突っ込むということになるわけで、これもまた、特別の措置であるわけです。

しかしながら、15年以上続くことによって、これが特別のことではなく、普通のことになったと、なんのためらいもなくなったように思えてならないわけではありますが、今後も道財政の収支不足のつけは道職員の給与削減をあてにする考えなのかお聞きします。

**(三) 職員給与と民間給与との較差等について**

今までも財政の見直しはずっと行ってきたわけですよね。しかし1年経って動議にかけていくと必ずしもまた新たな要素があって、それ以上にかなくて、そしてまた見直しをしていくというのがこの間のずっとの繰り返しでございました。今お話があったようにあらゆる対策を講じた後というふうに言っておりますけれども、ずっとこんなふうに15年間職員の給与の独自削減が続いているわけですし、これはもう一定の想定の中に入ってきていると思ってしまうわけですね。あらゆることをやったにしても足りないというこの予算組をされているということ自体がどういうことなのかというふうに思うわけですが、そここのところでお聞きしたいのですが、人事委員会ベースの道内民間企業調査と給与削減後の道職員との給与の差はどの程度となっているのかお聞きしたいと思います。

答 弁 要 旨

**(財政課長)**

給与の独自削減と道財政についてであります。道におきましては、「新たな行財政改革の取組み」に基づき、給与の削減措置など、様々な収支対策を行ってきており、この結果、財政構造の改善が進みつつあるものの、引き続き、収支不足の発生が避けられない状況にあります。

これまで、収支対策を行うに当たりましては、行政改革推進債の活用や歳出平準化対策といった財政的調整を行った上で、一般施策の見直しや投資的経費の抑制などの歳出削減といったあらゆる対策を講じ、なお生じる財源不足について、給与の削減措置を行ってきたところであります。

道財政は、今後も厳しい状況が続くと見込まれますことから、行財政改革の「後半期の取組み」に基づき、実効ある行財政改革に取り組んでいく考えであります。

**(給与サービス担当課長)**

道職員給与と民間給与との較差等についてでございますが、人事委員会の「平成24年職員の給与に関する報告」によりますと、まず、月例給では、民間給与は402,290円、減額前の職員給与は402,224円であり、較差としては、66円、0.02%となっております。なおおむね均衡しておりますが、減額後の職員給与は380,219円となっており、職員給与が民間給与を22,071円、5.80%下回っております。

また、特別給においても、職員の年間支給月数は3.95月、民間の年間支給割合は3.97月分となっておりますが、減額後の職員の手当額を年間支給月数に換算すると、3.85月相当となりまして、0.12月分下回っているところでございます。

質 問 要 旨

答 弁 要 旨

**(四) 地方交付税の復元について**

過去の政権を見ますと、小泉政権で三位一体の改革を行って、地方交付税の削減を行ってから、紆余曲折をいろいろくぐって参りました。

前政権では、地方を大事にしようということで、交付税の増額をしたわけでありましてけれども、その3年間あまり、その間の率直な感想をお聞きしたいと思います。

**(五) 他都府県の動向について**

ずっとですね、地方は大変な状況になっているということで、地方交付税の見直しも行ってきたわけでございます。そういう意味で行くと少しこの地方自治体の方にも光が当たってきたかなと思ってきたところでございますが、今般は国家公務員の給与削減を地方交付税に転嫁をして削減をしてくるという今まで聞いたことのない、やったことのないことをやってくるわけでございます。これは地方六団体も含めてこのことについては、非常に遺憾に思っているということでございまして、県の方々も、他都府県の知事もですね、やっぱりそういうことはあってはならないと言うことで、これは国の方にも言っていると思うわけでございますけれども、他都府県の動向は現時点でどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

特に道と同様に一般職にも独自削減を既に実施している他都府県の動向がどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

**(財政局長)**

地方交付税などについてであります。本道をはじめ地方自治体が住民に必要な行政サービスを主体的、安定的に提供していくためには、地方税や地方交付税などの一般財源総額が確保されることが何より重要と考えております。

そうした中、三位一体改革などによりまして、全国的に大幅に削減された地方交付税につきましては、別枠の加算措置などによりまして、平成20年度に増加に転じており、その後、22年度から24年度を含め、交付税をはじめとした一般財源総額が全国レベルで相当程度確保されてきたことは、道としても一定の評価をしているところであります。

**(給与服務担当課長)**

給与減額要請に関する他都府県の動向についてでございますが、5月31日現在におきまして、道を除く46都府県に聞き取り調査を行った結果、道を含む38団体が職員団体に対し給与減額の提示をしております。このうち7団体が職員団体との協議を経て減額内容の取扱いを決定したところでございます。

また、6団体が取組方針について検討中、3団体が実施しないという状況となっております。

なお、給与の独自削減を10年以上行っている25団体のうち21団体は職員団体に対し提示をしており、そのうち4団体は職員団体との協議を経て、減額内容の取扱いを決定したところでございます。また、3団体は取組方針について検討中、1団体が実施しないという状況でございます。

質 問 要 旨

答 弁 要 旨

**(六) 地方交付税の削減について**

都道府県の中で報告を受けましたけれども、まだ模様という状況ではございますが、これは、市町村にも大きく影響するわけですし、市町村は特に財政力が弱い、そういう自治体でございます。従って、その影響も非常に大きいわけでありましてけれども、そのことを踏まえて、道の役割として、道内市町村を守るためにも、毅然とした態度で政府に対して反論をしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

部長は、総務省からおいででございますから、今のお言葉を本当にきちんと履行していただきたいなというふうに思うわけでございます。

**(総務部長)**

地方交付税の削減についてでございます。  
地方公務員の給与費について、国家公務員と同様に削減することを前提として、交付税が減額されたことにつきましては、地方の固有財源であります交付税の性格を損なうという地方の主張とは相容れないものでありまして、遺憾であると考えているところであります。

道といたしましては、地方との十分な協議を経ないまま、交付税を一方的に削減する今回のような措置が、二度と行われることのないよう、今後とも全国知事会や地方六団体とも連携しながら、対応してまいりたいと考えております。

質 問 要 旨

(七) 地域経済への影響について

地方経済が疲弊しているわけでございまして、とりわけ北海道経済は一部の企業を除いて、谷底をいまだに歩いている状況でございます。そのような状況下で、今回の問題は、地方公務員に準じて給与を決めている企業等にも大きな影響を及ぼして、経済全体が冷え込んでいくということは明らかだろうと思います。このことは、知事も十分に認識しておりまして、「デフレ脱却と方向が逆になる危険性がある」と記者会見で発言されておりまして、経済界に民間労働者の給与アップを要請していることと整合性がとれないことを指摘しているわけでございます。また、知事は、「道職員の給与削減が民間に与える影響について懸念する」とも発言されておりますが、先程も言うとおりの民間、とりわけ医療法人や福祉法人、学校法人、独立行政法人などの各種法人、農協、漁協など団体職員、民間職員など地方公務員給与に準拠して給与が決められている方々ほどの程度おいでになるのか、というふうに思うわけでございまして、これはかなり大きな数になるんだろうと思っているわけでございまして。ちなみに私の地元でも給与の削減につきましては、様々な法人の方からですね、色々なご意見をいただきます。市の職員の給料が下がると私たちの給料もそれに準じて安くなるから頼むぞという激励を逆に頂くわけでございまして、その法人の方々の数がどのくらいにいらっしゃるかということも、私自身で調べたこともありますけれども、単純にそれが準拠しているかどうかは別にしながらも、概ねそういう状況だとみても数万人、私の中でいらっしゃる。これは国公も含めてそういうわけになりますから、今回の場合は。大変な影響があるだろうと思いますが、道内経済に与える影響をどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

答 弁 要 旨

(人事局長)

道内経済への影響についてであります。道内の市町村や公益法人、さらには各種団体など、道の給与制度に準じた扱いとしている団体も相当数あると考えております。この度の道の給与減額措置により、個人消費の面で地域経済に与える影響も懸念されているというふうに考えております。

質 問 要 旨

(八) 国の要請について

今、私のほうからも各種法人ですとか団体だとかからというお話をしましたけれども、これはある程度つかみでしかない。どのぐらいの方々がいらっしゃるのか。例えば道の職員が7万人だとするとご家族を含めて20数万人の方々の消費に影響が出てくるわけでございますし、それは先程言ったように、各種法人だとか団体だとか裾野はかなり広がっていった、そここのところの消費も落ち込んでいくことになるわけですから、影響は非常に大きいということで、今お答えになったように小さくはないと思うわけでございます。

今、お話があったように消費マインドが大きく冷え込んで道内経済にも影響をきたすと認識されているのであれば、知事や道が行うことは、地域経済へ負の影響を及ぼさないための努力を惜しまないことというふうに考えているわけございまして、この一方で国の要請に道の赤字分をさらに今回上乘せをするという、言葉は適切ではございませんけれども、火事場泥棒的なような手法をとるといえることは、かかなものかというふうに言われているわけございまして、全国最大級の削減率で実施しようとしていることは、矛盾としか言いようがない。この矛盾に対して、所管部としてどのように考えているのか見解をお聞きしたいと思います。

答 弁 要 旨

(総務部長)

今般の国の要請についてであります。国はこの度の要請に合わせて、平成25年度の地方交付税を本年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として減額をいたしておるところでございます。これによりまして道においては、当初の25年度の見込みを大幅に上回る収支不足が生じているところでございます。

道におきましては、厳しい財政状況の中、計画的に収支の改善を図ってきておるところでございますが、多額な収支不足額に対処する必要がございます。歳入・歳出全般にわたり、様々な対策を講じる中で、道民サービスを低下させないためには、今回の給与減額措置を行うこともやむを得ないと判断いたしました。その内容を職員団体に提示させていただいたところでございます。

一方で、厳しい社会経済環境が続く中でございまして、景気回復が遅れている本道経済にあって、これまで、経済・雇用対策の推進に力を注いできたところでございますけれども、今後とも、持続可能な行財政構造の構築に努めながら、本道経済の活性化に全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(九)「地方交付税及び地方公務員給与に関する意見書」について</p> <p>様々な状況の中で、地方交付税を削減されてくるということの中で、その補填をどうするかということになるんですが、その補填の分だけをですね、職員に強いると言うことであれば、これはいいか悪いかは別にしても理屈はある程度わかるような気がしますけれども、先程言ったようにさらに違う要素を付加をするということはなかなか理解が足りないわけございまして、先程言葉が悪いようですがといった状況だと思っているわけございまして、</p> <p>地方公務員の給与は、人事委員会勧告を踏まえつつ、労使の自主的な交渉・協議のもとで条例・規則によって地方が自主的に決定すべきものであることはですね、釈迦に説法であろうと思っているわけございまして、地方自治法の趣旨をねじ曲げて、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の本旨をないがしろにするもので、あってはならないと思うわけございまして。しかし最近の閣内の話を聞きますと、2年間ではなくて来年以降もというニュアンスの話がされている方もいらっしゃるということですから、本当にこれは一体どうなっているのかという、中央集権丸出しということにならないようにしていただきたいなというふう考えるわけございまして、これはですね、地域主権の流れに反しているということございまして、このことは、先の第1回定例会におきましても議会の総意で採択された「地方交付税及び地方公務員の給与に関する意見書」にも述べておりますが、この意見書の重みをどのように受け止めているのかお聞きしたいと思います。</p>	<p>(総務部長)</p> <p>国への意見書についてでございます。先の第1回定例会におきまして、地方公務員の給与決定の自主性を侵さないこと、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減しないことなどを国に求めた「地方交付税及び地方公務員給与に関する意見書」についてでございますが、私どもも非常に重いものと受けとめておるところございまして、こうした地方の意見にもかかわらず、地方交付税の削減が行われましたことは、極めて遺憾であると考えておるところでございます。</p> <p>平成26年度以降においては、このようなことが行われることのないように、地方六団体などとも連携しながら、国と地方の協議の場などを通じて国に対して対応して参りたいとこのように考えております。</p>